＜要綱の定めによる市街化調整区域内における事前協議フロー＞

（事業面積：500平方メートル未満）

事前協議事項

要綱（様式第1号）
『計画相談』の提出
⇩
『相談結果通知書』の交付
（2～3週間）

審査期間は前後する場合があります。

⇩

要綱（様式第3号）
『事前協議申出書』の提出
⇩
『事前協議先一覧』の交付
（約1週間）

⇩

関係行政機関（部署）と協議 ➪

❒都市計画法第３２条の同意及び協議
（例：道路管理課・河川下水道管理課他）

⇩

近隣住民等への説明

要綱（様式第5号）
近隣住民等説明報告書 ➪

説明に使用した資料をすべて記載し、
別紙として許可申請・証明申請に添付

⇩

都市計画法の手続きへ

⇩

（別記様式第二）
（様式第7号）
法第29条（許可申請）
法第37条（承認申請）

⇩

許可済標識は速やかに設置すること。（様式第12号）
許可通知・承認通知

⇩

建築確認申請

⇩

（別記様式その1）
（別記様式その2）
工事工程届・工事着手届

⇩

（別記様式第四）
工事完了届

⇩

工事完了検査

⇩

検査済証の発行

⇩

工事完了公告

（様式第14号）

（10日～2週間）

法第43条（許可申請）
規則60条証明申請 （様式第15号）

⇩

許可通知
規則60条証明書

⇩

建築確認申請

⇩

要綱（様式第9号）
工事工程表・工事着手届
要綱（様式第10号）

⇩

要綱（様式第11号）
工事完了届

⇩

工事完了検査

⇩

工事完了検査結果通知書の発行

様式等：要綱以外は「都市計画法」

市川市 開発指導課